

調布市再犯防止推進計画

策定委員会 【第1回】



令和4年1月25日(火) 18:30～

調布市福祉健康部福祉総務課

■ 本日の議題

議題1

- － 計画策定の目的、国等の動向

議題2

- － 調布市の現状と課題の確認

議題3

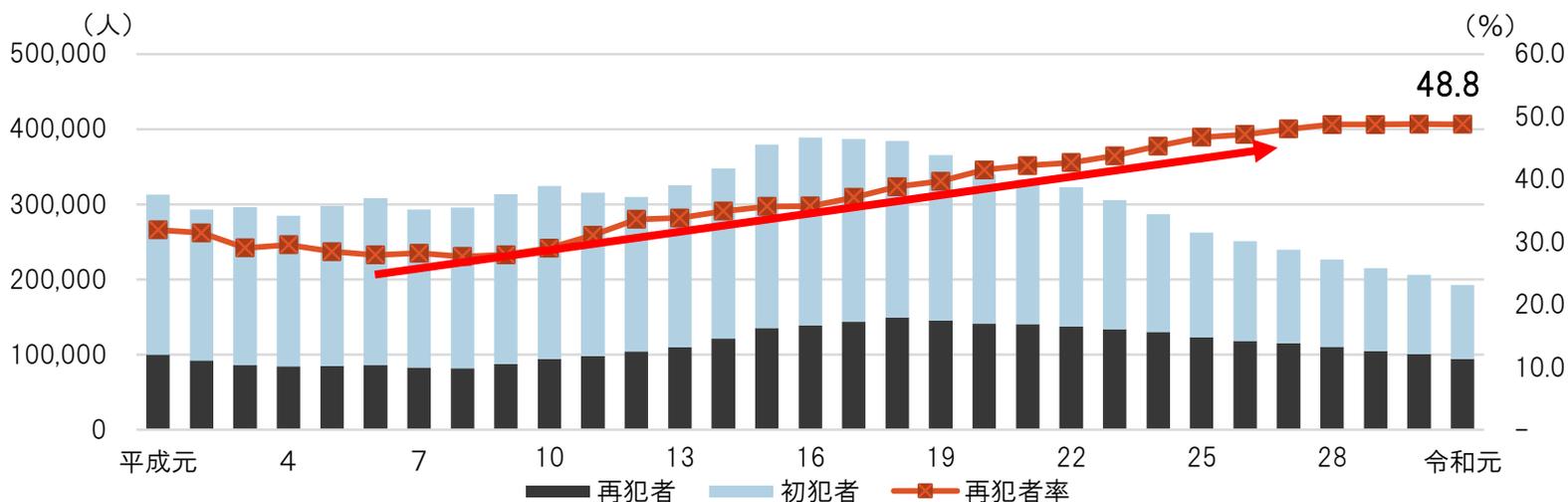
- － 重点課題及び関連事業の確認

議題1 計画策定の目的、国等の動向

1 計画策定の目的

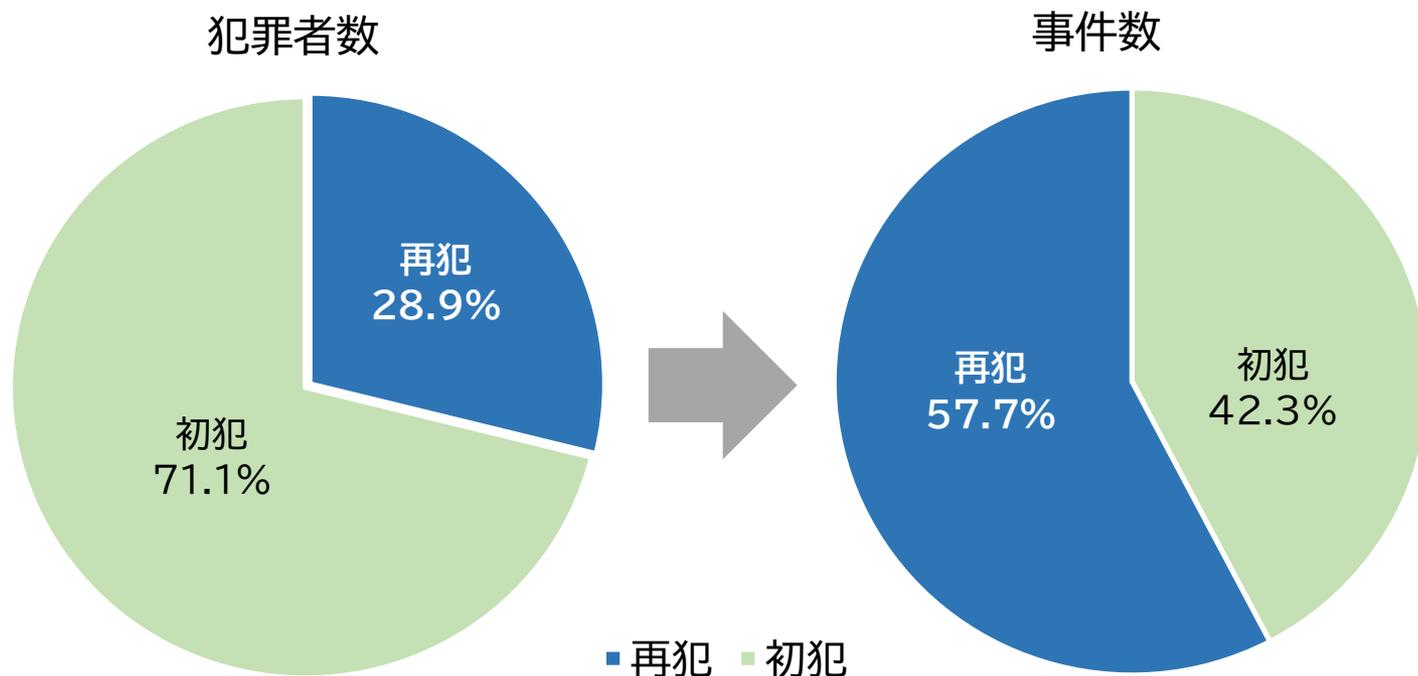
○刑法犯検挙者数は減少しているが、再犯率は約5割で増加傾向にある。

◆再犯者数・再犯率の推移（資料：警察庁 犯罪統計）



- 約3割の再犯者が約6割の犯罪を行う。
- 再犯をいかに防ぐかが喫緊の課題となる。

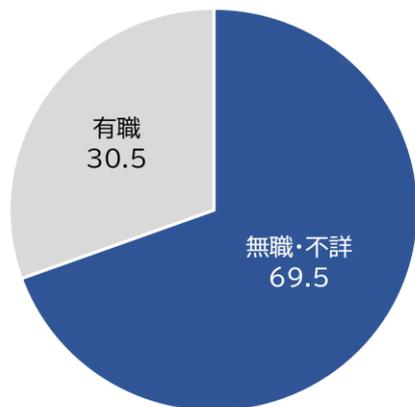
◆再犯者と事件数の関係(資料:法務省)



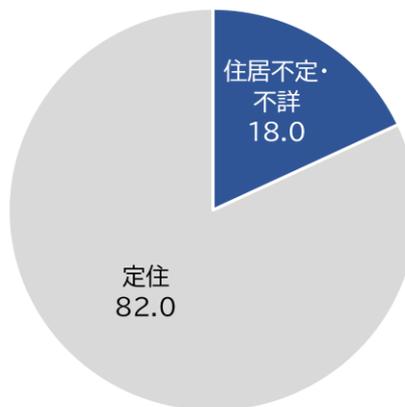
※法務省が、昭和23年から平成18年までの間に刑が確定した人のうち、100万人を無作為に抽出し、これらの対象者の傾向等を調査分析したもの

○“生きづらさ”を抱えて犯罪に至ることも。

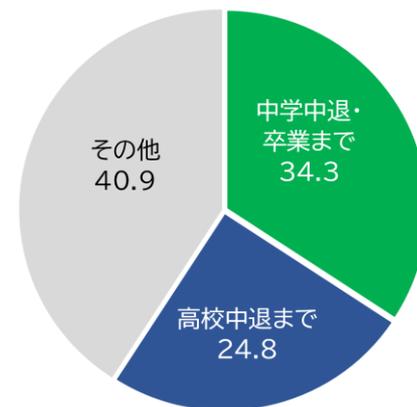
◆矯正統計からみる新受刑者の属性(令和2年時点、表示は%、件数16,620)



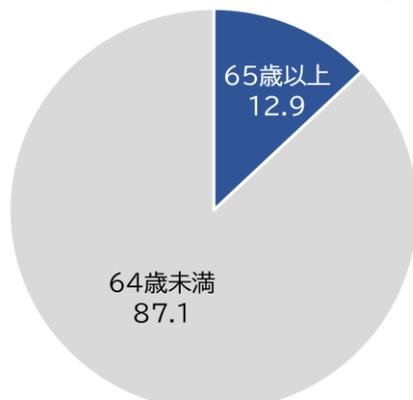
約7割が“無職”



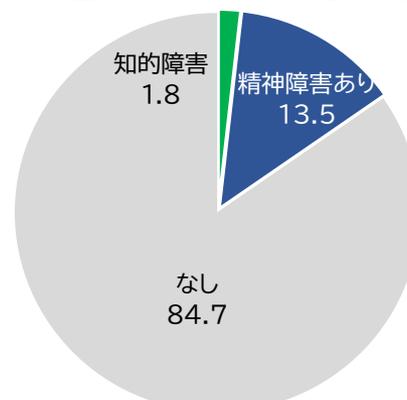
約2割が“住居不定”



約6割が“高校中退まで”



約1割が“65歳以上”



1割半ばが“知的・精神の障害あり”

2 国・都の動向

◆…国 ●…東京都

平成15年

◆犯罪対策閣僚会議

「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、関係推進本部等の緊密な連携を確保するとともに、有効適切な対策を総合的かつ積極的に推進するための会議。

平成24年

◆再犯防止に向けた総合対策

再犯防止対策を「『世界一安全な国、日本』復活の礎ともいふべき重要な政策課題である。」と明言した。

平成26年

◆宣言：犯罪に戻らない・戻さない

～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～
社会からの排除・孤立ではなく、再び受け入れる社会へ

平成28年

◆薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策

～立ち直りに向けた“息の長い”支援につなげるネットワーク構築～

◆…国 ●…東京都

平成28年

◆「再犯の防止等の推進に関する法律」
成立再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を
明らかにする。

平成29年

◆「再犯防止推進計画」初策定
(平成30年度～令和4年度)今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施
策を盛り込んだ初めての計画。

令和元年

◆「地方再犯防止推進計画策定の手引き」

●「東京都再犯防止推進計画」初策定
(令和元～5年度)

2-1 「再犯の防止等の推進に関する法律」

(1) 基本理念(第三条) 概略

- ① 犯罪をした者等の多くが 安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- ② 矯正施設に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられること
- ③ 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚及び被害者等の心情を理解すること並びに 自ら社会復帰のために努力すること
- ④ 犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ずる

2-2 国の「再犯防止推進計画」概要

(1) 基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

2-2 国の「再犯防止推進計画」概要

(2) 重点課題

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等, 広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

2-2 国の「再犯防止推進計画」概要

(3) 再犯の防止等に関する施策の指標

- 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率
- 新受刑者中の再入者数及び再入者率
- 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率
- 主な罪名別2年以内再入率

※そのほか、動向を把握するための参考指標の設定あり

2-3 国の「再犯防止推進計画加速化プラン」概要

「再犯防止推進計画」(平成29年12月閣議決定、計画期間:平成30年度～令和4年度)に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき3つの課題に対応した各種取組を加速化させるもの。

●重点的に取り組むべき3つの課題

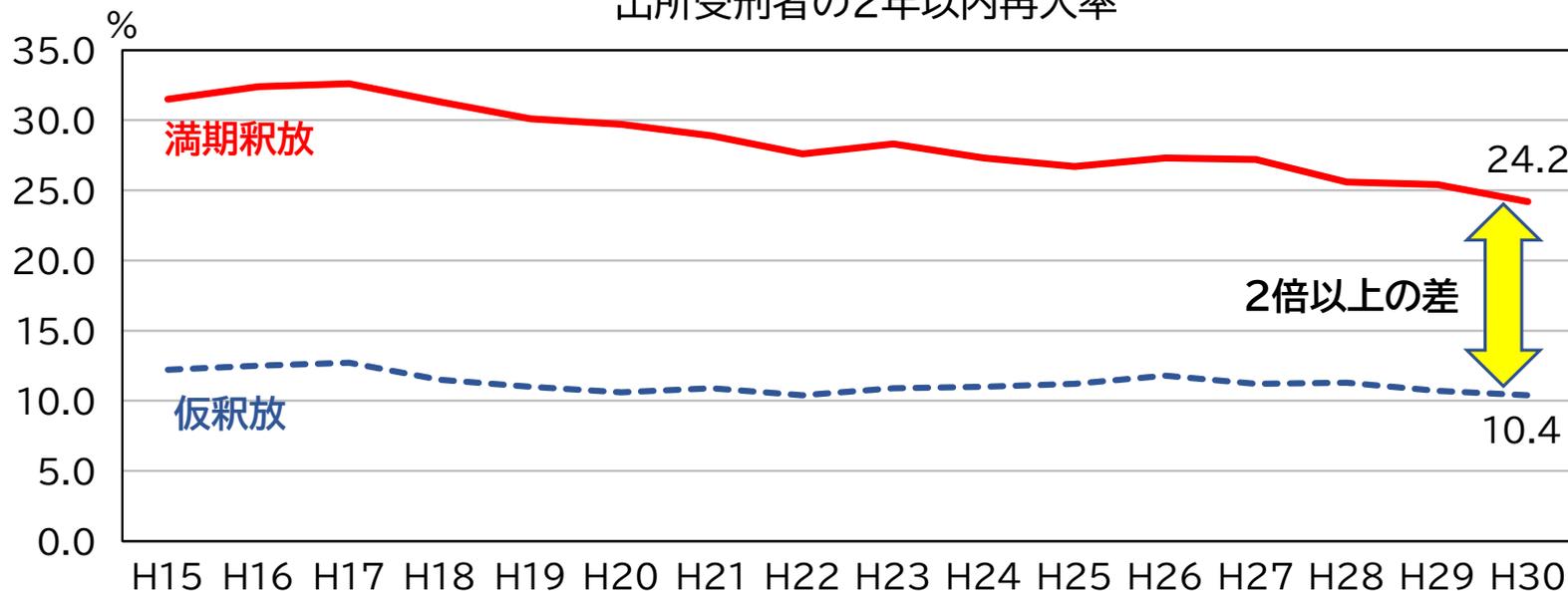
- 1 満期釈放者対策の充実強化
- 2 地方公共団体との連携強化の推進
- 3 民間協力者の活用の促進

○満期釈放と仮釈放で再入率に2倍以上の差

満期釈放：収容期間を満了して矯正施設を出所すること。保護観察が受けられない。

仮釈放：収容期間満了前に仮に釈放して保護観察のもと更生の機会を与え、円滑な社会復帰を図る制度。家族や身元引受人の存在が必要となることもある。

出所受刑者の2年以内再入率



資料：再犯防止推進白書(法務省調査)

2-4 都の「再犯防止推進計画」概要

(1) 基本方針〔重点課題〕

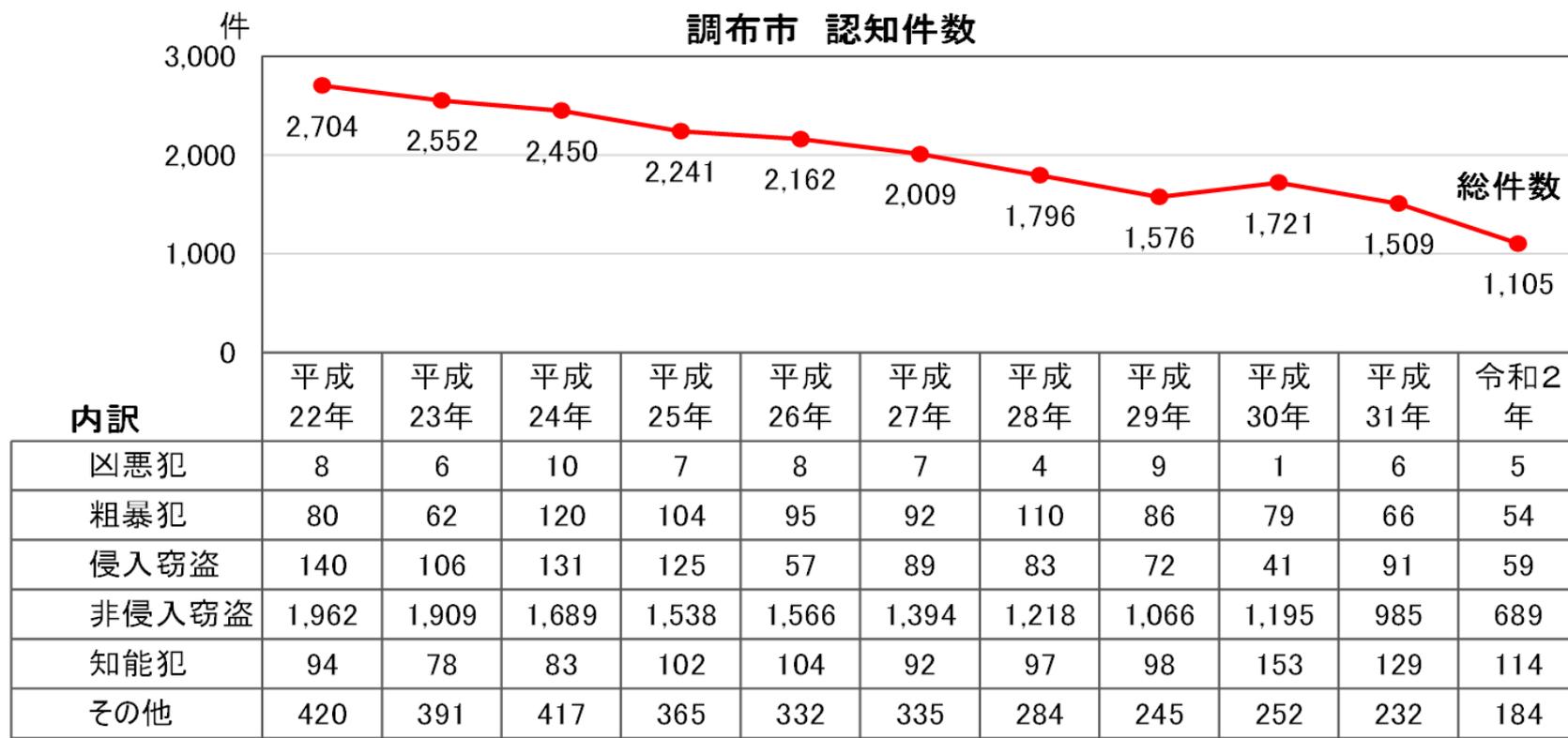
- ① 就労・住居の確保等のための取組
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
- ③ 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組
- ⑤ 民間協力者の活動の促進, 広報・啓発活動の推進等のための取組
- ⑥ 再犯防止のための連携体制の整備等のための取組

議題2 調布市の現状と課題の確認

1 犯罪に関する統計からみる現状

(1) 認知件数の推移〔調布市単独〕

- 認知件数は減少の一途をたどっている。



資料：警視庁 市区町丁別、罪種及び手口別認知件数より

(参考)粗暴犯・侵入窃盗・非侵入窃盗・知能犯の内訳〔調布市単独, 令和2年時点〕

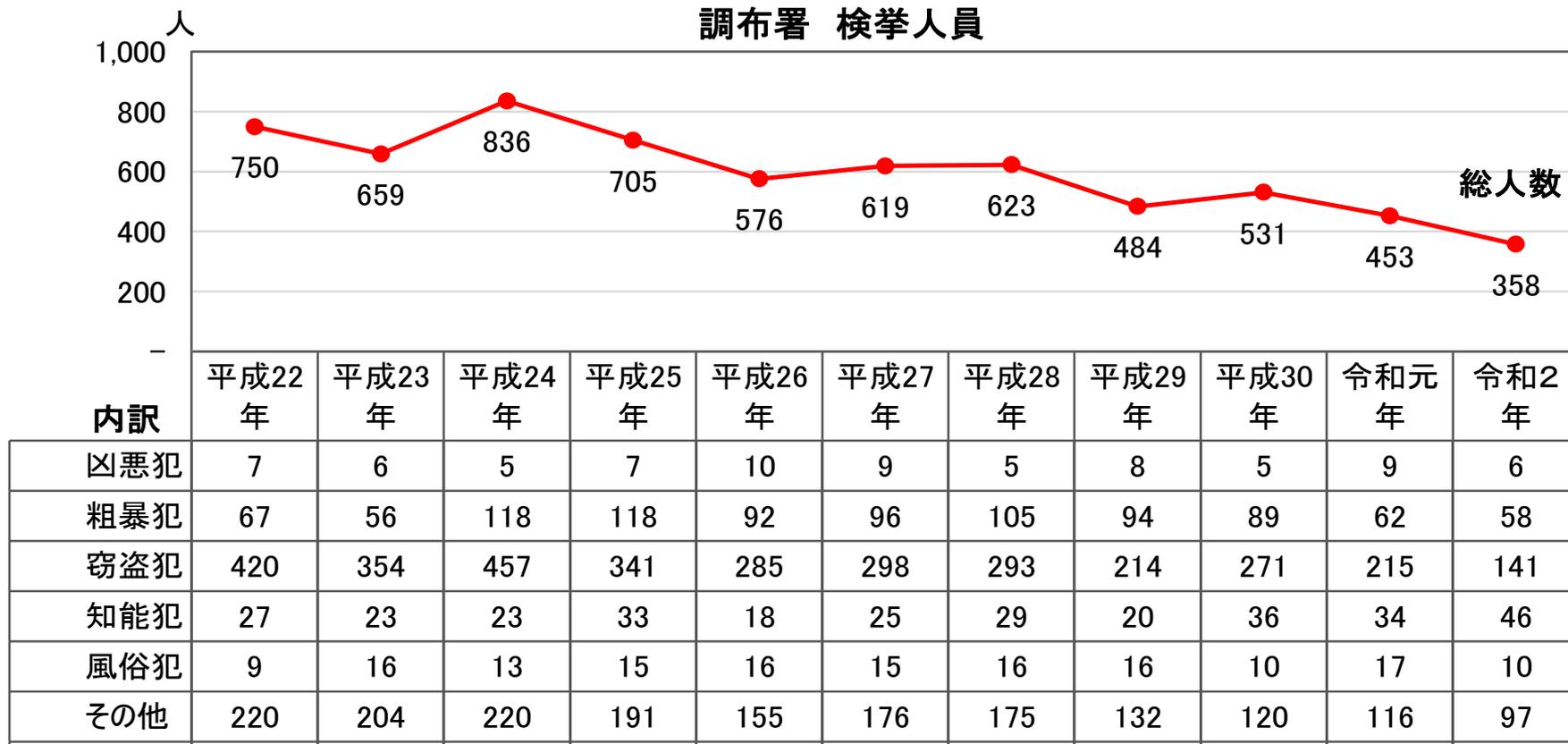
粗暴犯				知能犯	
暴行	傷害	脅迫	恐喝	詐欺	その他
31	18	3	2	110	4
57.4%	33.3%	5.6%	3.7%	96.5%	3.5%

侵入窃盗					
学校荒し	事務所荒し	出店荒し	空き巣	忍込み	その他
1	11	12	24	6	5
1.7%	18.6%	20.3%	40.7%	10.2%	8.5%

非侵入窃盗									
オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	自販機ねらい	工事場ねらい	すり	ひったくり	置引き	万引き	その他
11	378	16	2	4	3	4	11	112	148
1.6%	54.9%	2.3%	0.3%	0.6%	0.4%	0.6%	1.6%	16.3%	21.5%

(2) 検挙人員の推移〔調布警察署〕

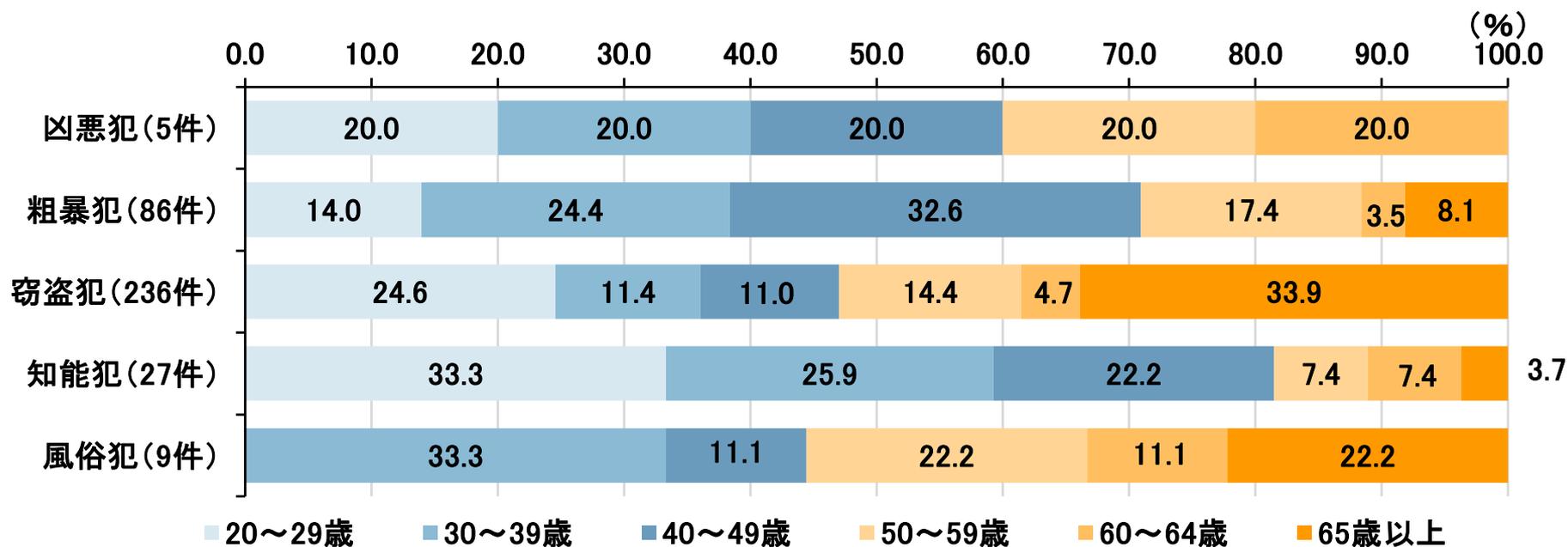
➤ 検挙人員は減少しているが、知能犯は増加傾向にある。



資料：警視庁 刑法犯の罪種別認知・検挙状況(警察署別)より

(3) 年齢別検挙人員〔調布警察署, 平成30年時点〕

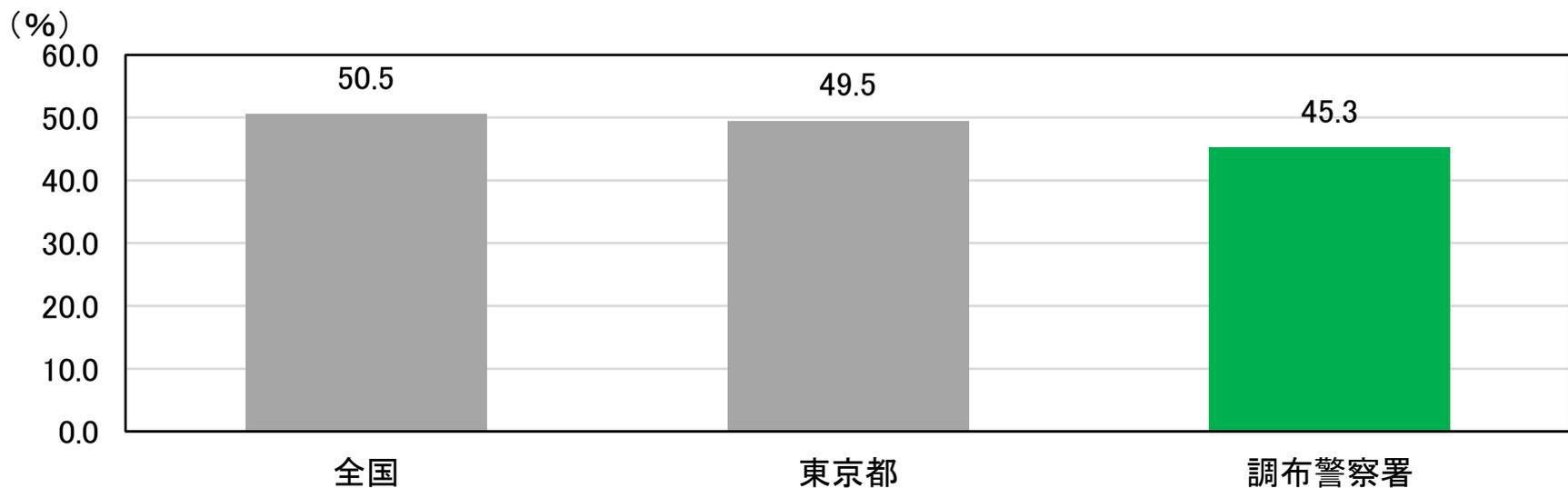
- 窃盗犯は60歳以上が約4割を占める。
- 知能犯は20・30歳代が約6割を占める。



資料: 矯正管区提供データ

(4)再犯者率〔平成30年時点〕

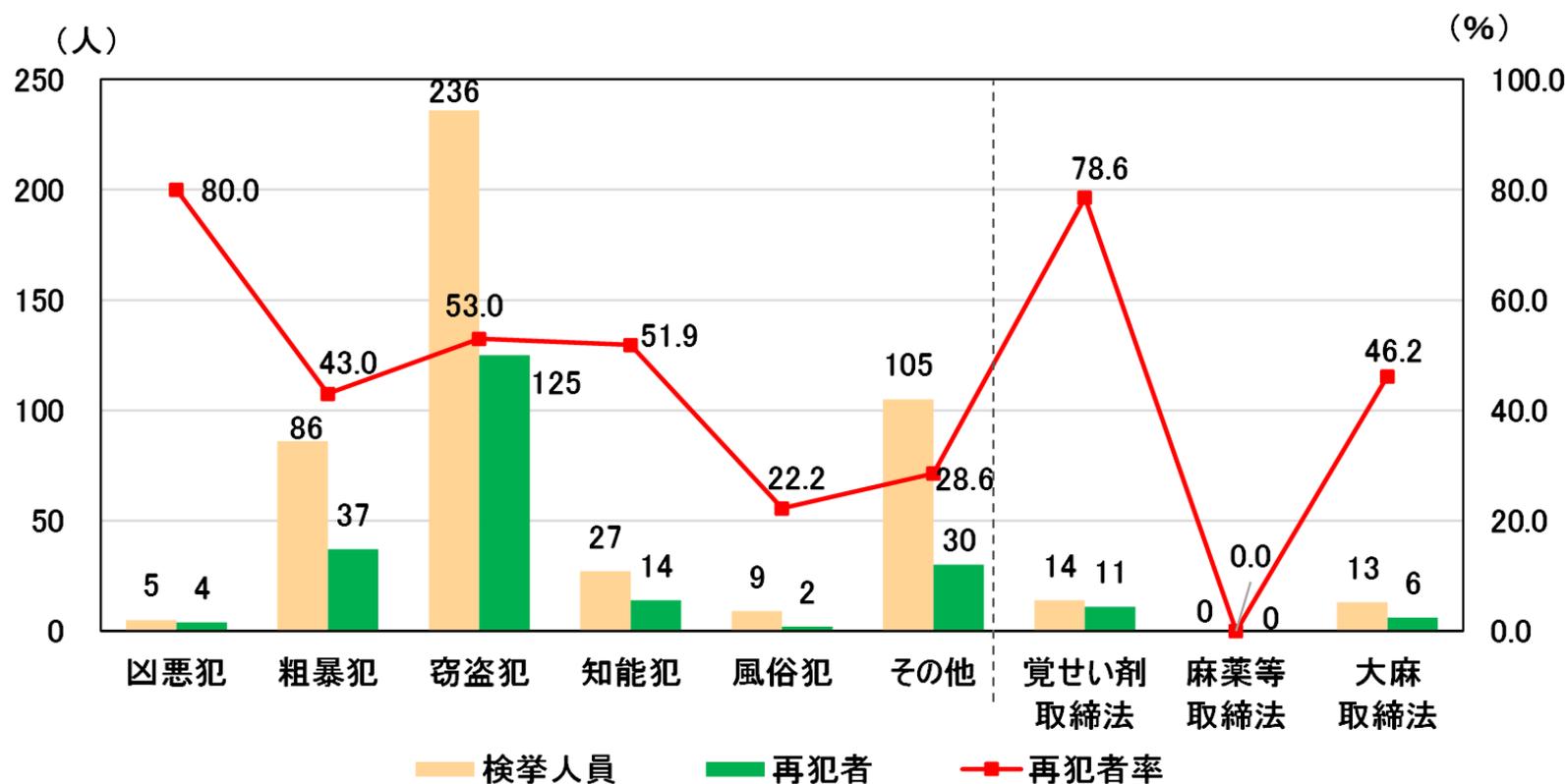
- 調布警察署の再犯者率は45.3%で、全国や東京都に比べるとやや低い。



資料:矯正管区提供データ

(5) 罪種別再犯者率〔調布警察署, 平成30年時点〕

- 再犯率5割以上は, 凶悪犯, 窃盗犯, 知能犯, 覚せい剤取締法の4種



資料: 矯正管区提供データ

2 ヒアリング結果からみる現状

(1) ヒアリング実施概要

統計データはあくまで「調布警察署」としての数値のため、再犯防止に係る関係団体・機関に対しヒアリングシートの配付・ヒアリングを実施しました（実施は令和2年度）。

◆対象団体・機関

関係団体	調布保護司会, 更生保護女性会, 民生・児童委員協議会
------	-----------------------------

協力雇用主会	
--------	--

相談支援 機関	社会福祉協議会, 基幹相談支援センター, 地域包括支援センター, 青少年健全育成地区委員会
------------	--

保護観察所	
-------	--

(2) ヒアリング結果からみる再犯防止の課題

- 薬物や窃盗の再犯が多い印象があり，少年の時から再犯者もいる
 - 再犯者の高年齢化が進み，認知症の問題もある。
高齢者は特に，住居や働く場がなく再犯に至ることも多い。
 - 障害を抱える人もおり，軽度で手帳を所持していない者もいる
 - 犯罪をした者等の家族を含めると 多重な生きづらさを抱えている
 - 誰にも相談できず孤立をしてしまうことが多い。手続等もわからず，支援サービスにつながらないこともある
- ※あくまで再犯者支援に関わる機関・団体へのヒアリングにおいてでた結果であり，すべての状況を的確に示すものではありません。

(3)ヒアリング結果からみる社会復帰上必要な支援

<ul style="list-style-type: none"> ・働く場 ・協力雇用主 ・住居支援 	<p>就労・住居 就労支援をしてくれる機関や紹介した後の定着支援が必要。また、普通のアパートは借りられないため、借りる仕組みや支援が必要</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・薬物依存 ・相談体制の充実と周知 	<p>保健医療・福祉サービス 複合的な課題を抱えている人への支援や、特に保護観察後の相談窓口の設置と周知が必要</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・修学支援 	<p>修学支援 低学歴が就職困難にも影響するため就学支援や学習支援が必要</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・保護司 ・地域で受け止める体制づくり 	<p>民間協力者の活動促進と啓発活動 保護司を中心とした民間協力者への支援が必要。また、地域への啓発が必要</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関・団体の連携 ・ネットワークづくり 	<p>連携の強化・ネットワークづくり 各種団体の連携や、市役所内部を含めた横のつながりづくり、ネットワークづくりが必要</p>

議題3

重点課題及び関連事業の確認

◆計画策定にあたっての市の考え方

罪を犯した方の中には、貧困や疾病などの要因により、様々な生きづらさを抱え、社会復帰に多くの課題を抱える方が少なくありません。そのため、社会復帰後も地域社会で孤立させない「息の長い」支援を実施する必要があります。とりわけ社会復帰後に地域から孤立させないためには、就労支援や住居の確保などの生活基盤の整備が重要となります。

市では、これまでも、高齢、障害、生活困窮などの各福祉分野において、社会復帰された方に限らず、福祉的な観点から就労や住居などの必要な支援を行ってきました。今後は、横断的な連携の強化により、まずは、再犯防止の推進に関する既存の施策をこれまで以上に効果的に活用し、関係機関に対する支援の充実を図っていくことが重要です。



「社会復帰上必要な支援」に対して、現状取り組んでいる施策を再編

(1) 就労・住居の確保等



課題

- ・生活環境(就労や住居)が安定しないと再犯の確率が高い
- ・就労支援をしてくれる機関や紹介した後の定着支援が必要
- ・普通のアパートは借りられないため、借りる仕組みや支援が必要

現状の 施策

- 09-2 障害者の就労支援
- 10-1 生活困窮者自立支援事業
- 11-1 調布国領しごと情報広場の運営参画
- 11-1 若者の職業的自立, 就労の支援
- 11-1 就労セミナー, 就職面接会の実施
- 11-1 雇用・就労情報の積極的な提供
- 11-2 調布市勤労者互助会の活動支援
- 11-2 労働セミナー・街頭労働相談の実施

- 23-2 良好な居住環境の形成・支援
(住宅確保要配慮者に対する居住支援、
居住支援協議会での検討)
- 23-2 市営住宅維持管理事務
- 23-2 高齢者住宅維持管理事務
- 23-2 都営住宅募集事務
- 23-3 空き家等対策の推進

今後必要 な施策

- ・協力雇用主の拡大や, サポートの充実
- ・保護観察対象者や矯正施設出所者等への市営住宅の優先入居

*「現状の施策」の各事業の頭にある番号は、調布市総合計画基本計画の施策番号を示す

(2) 保健医療・福祉サービス



課題

- ・再犯者の中には高齢者や障害を持つ人もいる
- ・薬物犯は再犯率が高い傾向にあり、医療的支援が必要
- ・複合的な課題を抱えている人への福祉支援が必要
- ・保護観察後の相談窓口の設置と周知が必要

現状の 施策

- 07-1 地域福祉コーディネーター事業の推進
- 07-1 総合福祉センターの整備
- 08-1 総合福祉センター相談事業の実施
- 08-1 福祉サービス利用援助事業
- 08-1 地域包括支援センターの充実
- 08-1 認知症対策の充実
- 09-1 障害者福祉相談員による窓口相談の実施

- 10-1 生活困窮者自立支援事業(再掲)
- 10-2 自立支援事業の充実
- 10-2 生活福祉相談体制の充実
- 10-2 緊急援護資金の貸付
- 10-2 緊急自立援助費助成事業の実施
- 10-2 中学校卒業生自立援助事業の実施
- 10-2 生活保護法に基づく援護の実施

今後必要 な施策

- ・薬物依存症者等への支援
- ・相談支援窓口の連携の強化



(3) 修学支援



課題

・低学歴が就職困難にも影響するため修学支援や学習支援が必要

現状の 施策

05-4 不登校児童・生徒への支援
 05-4 教育センターの運営
 05-4 来所(心理)相談の実施
 05-4 電話相談の実施
 06-1 青少年ステーション(CAPS)における中・高校生世代の健全育成

06-1 健全育成推進地区委員会による地域健全育成活動の推進
 06-1 青少年問題協議会による非行防止活動の推進
 06-2 子ども・若者への支援

今後必要な 施策

・学校等と連携した立ち直り支援



(4) 民間協力者の活動促進と啓発活動



課題

- ・保護司を中心とした民間協力者への支援が必要
- ・地域で受け止められるよう, 市民への啓発が必要

現状の 施策

- 02-1 防犯協会への支援
- 02-2 北多摩地区保護観察協会への参画
- 02-2 社会を明るくする運動の推進

今後必要 な施策

- ・保護司, 更生保護女性会, BBS会等の一層の周知
- ・社会を明るくする運動に加え, 再犯防止に関する広報・啓発活動の一層の推進



(5) 連携の強化・ネットワークづくり



課題

- ・再犯防止に向けて取り組む各種団体の連携が必要
- ・これからの再犯防止を実効性のあるものとするため、市役所内部を含めた横のつながりづくり、ネットワークづくりが必要

現状の 施策

02-2 再犯防止の推進
※調布市再犯防止推進計画準備会の設置

今後必要 な施策

計画策定後の、継続的な検討



その他

今後のスケジュールについて

今後の会議スケジュール

令和3年度

2月下旬

- ・計画目次案の検討
- ・項目ごとの概要案の検討

3月下旬

- ・計画骨子(案)の検討

令和4年度

7月頃

- ・素案の検討

8月頃

- ・素案の検討

9月

パブリックコメント実施

10月頃

- ・計画案とりまとめ